

件 名

埼玉県男女共同参画苦情処理委員からの勧告に関する対応（提出された要望書等）
状況について

提出理由

埼玉県男女共同参画苦情処理委員からの勧告に関する対応（提出された要望書等）状況について報告します。

概 要

提出された要望書等

	提出者	件名	提出日
①	県立浦和高等学校OB 県立春日部高等学校OB	勧告文への意見書	令和5年10月10日
②	一般社団法人埼玉県立浦和高等学校同窓会代表理事 会長	意見書（2）	令和6年 7月 8日
③	男女共同参画落語創作・口演家	別学の良さも生かして共学化を ～本県県立男女別学高校の共学化に向けた提言～	令和6年 7月23日
④	埼玉県内高等学校連携有志	埼玉県立高校男女別学校の維持についての要望書 （署名（埼玉県立高校男女別学校の維持）34,461人）	令和6年 7月23日

（県立学校人事課）



令和5年10月10日

勧告文への意見書

県立浦和高等学校 OB 戸ヶ崎 寛孝
その他 県立浦和高等学校 OB 15名
県立春日部高等学校 OB 2名

この度、『様式第7号(第8条関係)整理番号4-001、勧告書、第2号、令和5年8月30日』
(<https://www.pref.saitama.lg.jp/documents/240982/news2023083101.pdf> 参照)の内容に、問題のすり替え
があり、施策が問題の解決にならないと判断した為、意見書を提出する。そして、勧告は不当であ
る為、勧告に従わず、別学を維持する事を求める。

1.

勧告文1項に、以下の記載がある。

申出の趣旨	埼玉県立の男子高校が女子が女子であることを理由に入学を拒んでいる事。女子の入学は当然認めるべきだ。女子差別撤廃条約に違反している事態は是正されるべきだ。
-------	--

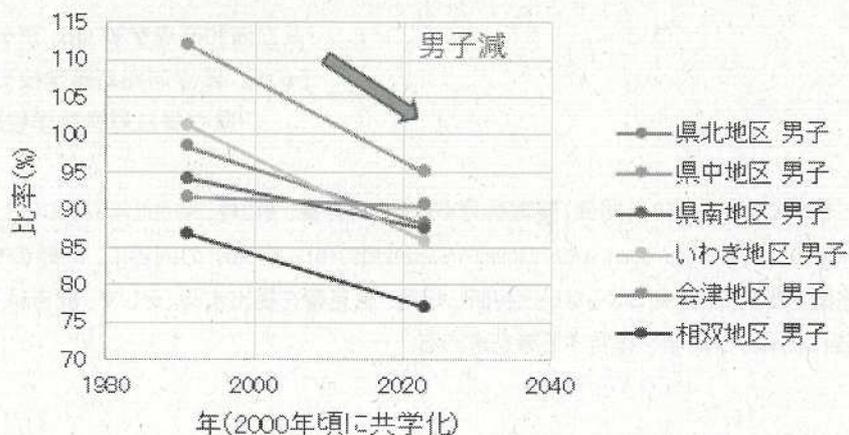
しかし、女子差別撤廃条約は、男女別学であることを条約違反とはしていない(女子に対す
るあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約 (mofa.go.jp) 参照)。女子差別撤廃条約には、『第五条
(b)家庭についての教育に、社会的機能としての母性についての適正な理解並びに子の養
育及び発育における男女の共同責任についての認識を含めることを確保すること。あらゆる
場合において、子の利益は最初に考慮するものとする。』と記載があるのみである。

また、日本の男子高校が女子の入学を拒んでいるのは、進学校の男子生徒割合が減少し
てしまうことへの対処である。実際に、福島県と宮城県では、一律共学化後に進学校の男子
生徒割合が1~4割も減少してしまった(下記グラフ参照)。これは、男子の成長が女子よりも
遅いことが原因の一つと予想される。しかし、男女平等の観点から、男子も女子同様に高い
教育を受ける権利があり、その手段として男子校は現代では必要である。よって、女子の入
学を認める事は出来ない。

(別紙『現代の男女別学について_20231001』参照)

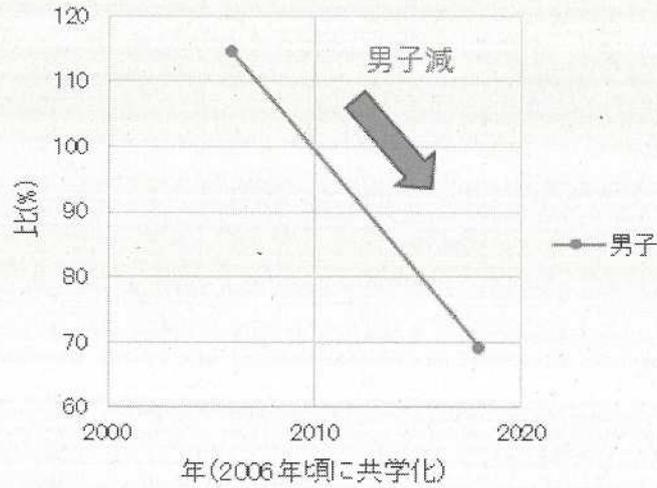


福島県 進学校の生徒男女比(男/女×100)



地区		1991年		2023年	
		男子	女子	男子	女子
県北	福島高校	1503	0	426	405
	旧 福島女子	0	1528	353	480
県中	安積高校	1509	0	469	357
	旧 安積女子	0	1348	339	494
磐城	磐城高校	1562	0	413	419
	旧 磐城女子高校	0	1545	301	414
県南	白河高校	1169	0	353	348
	旧 白河女子高校	0	1243	194	278
会津	会津高校	1111	0	371	341
	旧 会津女子高校	0	1213	243	338
相双	相馬高校 (理数科のみ共学)	663	21	224	228
	旧 相馬女子高校	0	1007	169	300
	原町高校	586	763	201	245
	双葉高校	573	311		
	合計	8676	8979	4056	4647
	男女比	97	100	87	100
	福島県 13-18歳男女比			106	100

宮城県 進学校の生徒男女比(男/女×100)



2023入試 偏差値 ランキング		2006年		2018年	
		男子	女子	男子	女子
2	仙台第一	320	0	184	137
1	仙台第二	320	0	186	134
3	仙台第三	320	0	196	124
4	宮城第一女子	0	280	41	239
5	宮城第二女子	0	280	91	154
16	宮城第三女子	0	280	22	258
	合計	960	840	720	1046
	男女比	114	100	69	100
	宮城県 13-18歳男女比			106	100

(ナンバーズクール (宮城県) - Wikipedia 参照)

また、日本の進学高校は私立の男女別学高校（開成、灘、桜蔭高校等）が目立つが、別学校を残した理由は差別意識ではなく生徒の成長に特化させた結果である。男女別学の私立高校が共学化した例はあるが、これは定員割れという経営の問題であり差別意識とは無関係である（<https://www.spring-js.com/japan/feature/6201/> 参照）。

猶、国連憲章では『国際連合憲章が基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の権利の平等に関する信念を改めて確認している』

（https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/josi/3b_001.html 参照）と記載がある。これは、『男女の権利の平等』を述べており、女子のみならず男子の差別も認められないという意味である。

更に、以下に記すように、2000 年以降に『アメリカ→イギリス→韓国→ニュージーランド』と、別学の理解が広まって来た。

- アメリカでは、別学で生活指導の問題が減っただけでなく、学力にも大きな効果があったと報告があった。（2000 年以降）
- イギリスで、男女別学にすることによって、男子は英語と外国語で、女子は数学と化学でそれぞれ大きな効果が得られたと報告があった。（2005 年）
- アメリカでは、法改正が行われて公立学校でも男女別学を選択出来るようになった。（2006 年）
- アメリカで、公立校の男女別学が約 10 倍増加した。（2002-2012 年）
- 韓国で、共学化の流れに反する意見が出た。（2009 年）
- イギリスの成績上位校に男女別学の学校が多く含まれる。（2010 年）
- ニュージーランドでも男女別学への関心が高まっている（2015 年）

よって、世界的にも男女別学は認められている。特に、過去の日本で共学化を進めたアメリカが、男女別学を認め始めた為、日本は共学化に拘る必要はない。

（別紙『現代の男女別学について 20231001』参照）

現代の男女別学の良さ・必要性は以下がある。詳細は別紙『現代の男女別学について 20231001』を参照願います。

- 2006 年頃に一律共学化した宮城県では、2018 年に進学校の男子の割合が女子よりも 30%も低かった（前グラフ『宮城県 進学校の生徒男女比』参照）。
よって、男子にも高い教育を受けさせる為に男子校は必要。
- 男女の成長速度（体力・知能）に応じた教育が出来る。
- 共学では無意識に性別を意識してしまうことがある。男女別学では性の意識から解放されることがある。

(共学と別学、「ジェンダー平等」の受け入れ方に影響? :朝日新聞デジタル (asahi.com)。
ナンバースクール (宮城県) - Wikipedia。参照)

以上の事から、『埼玉県立の男女別学高校が多い事』は県民の選択であると考えられる。実際に、埼玉県では平成 14 年度に、一律共学化に反対する署名約 27 万人分が知事に提出されている。

2.

勧告文に、以下の記載がある。

勧告の趣旨	「男女別学」は女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約上、男女別学であることだけでは条約違反とはされていないものの「男女共学」での教育が奨励されており、男女の役割についての定型化された概念の撤廃が求められている。 埼玉県立高校の男女別学校における管理職や教職員の格差における問題が浮き彫りになっていることは明らかであり、別紙で提言した施策がなされるとともに、埼玉県立高校において、共学化が早期に実現されるべきである。
-------	---

しかし、この記載には「条約違反とはされていない」とあり、「申出の趣旨」は否定されている。本意見書『1.』に記載の通り、条約では「男女共学」での教育を奨励している訳ではないし、「男女別学」の方が「男女の役割についての定型化された概念の撤廃」を出来るとも考えられる。

又、『女子差別撤廃条約実施状況 第9回報告』

(<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/josi/index.html> 参照)の 25 項 問 17 と、26 項 42 番には、以下の記載があるのみである。

25 項 問 17

学校教育制度を通じて、ジェンダーに基づく固定観念に対抗するための意識の啓発のために、締約国により行われた取組につき報告されたい。

26 項 42 番

42 第5次基本計画は、教育基本法が掲げる男女の平等を重んずる態度を養うという教育の目標を達成するため、教員の養成、採用及び育成の各段階において男女共同参画の視点を取り入れ、校長を始めとする教職員及び教育委員会における男女共同参画の理解を促進するとともに、学校教育及び社会教育において男女平等の理念を推進する教育及び学習の一層の充実を図ることを定めている。

初等中等教育段階については、児童生徒の発達の段階に応じ、学校教育全体を通じて、人権の尊重、男女の平等、男女相互の理解及び協力の重要性、並びに、家族や家庭生活の大切さについての指導を行っている。また、教員の男女共同参画意識の啓発のためのプログラム開発を実施している。高等教育段階においては、各大学において、男女共同参画の視点を踏まえた教職員研修及びキャリア教育を行っている。

尚、埼玉県では共学高校に男子校と同等な学力・教育理念の進学校(大宮高校、浦和市立高校、不動岡高校等)がある為、女子への配慮はなされている。

(埼玉県 | 高校偏差値ランキング情報 | 令和5年度(2023年度)(jyuke-labo.com)。

別紙『埼玉県の高校_教育方針_20230925_参考データ』各校の教育方針』。参照)

次に、勧告の趣旨に、『埼玉県立高校の男女別学校における管理職や教職員の格差における問題が浮き彫りになっていることは明らかであり、別紙で提言した施策がなされるとともに、埼玉県立高校において、共学化が早期に実現されるべきである。』と記載がある。しかし、これは管理職や教職員の雇用の問題であり、共学化の施策は問題の解決にならない。

3.

勧告文 4 項に、以下の記載がある。

(4) 目指す学校像について

各高校が掲げている「目指す学校像」についてみると、男子校においては、「リーダー育成」等のリーダーへの教育に関する目標を掲げる高校が多く、女子校においては、「地域に貢献」等の地域に関連した内容目標を掲げる高校が多くなっている。男子校と女子校においては、目指す学校像の傾向の違いが顕著になっている。

しかし、各校の教育理念を見た所、顕著な差はみられない。よって、どの点を『顕著』と判断されたか、説明を頂きたい。別紙『埼玉県の高校_教育方針_20230925』にも記したが、どの高校も勉学・部活に真面目に取り組み、社会に貢献できる人材を目指すという内容である。よって、『顕著』と判断するのであれば、どの点が『顕著』であるのか、説明を頂きたい。

4.

勧告文 4 項に、以下の記載がある。

(5) 学科について

男子校のうち、松山高校には理数科が、女子校のうち、春日部女子高校には外国語科が、鴻巣女子高校には保育科及び家政科学科が設置されている。

これは、各校の需要に応じた対応であり、共学化とは無関係である。過去の研究でも男女で得意分野は異なる事が分かっている為、需要に応じて学科を設置することは生徒に必要である(<https://www.spring-js.com/japan/feature/6201/> 参照)。もし需要が高まれば、「女子校に理数科」、「男子校に外国語科、保育科、家政科学科」を設置し、他の共学校にもこれらの学科を設置するといった方法もある為、「共学化」とは無関係である。

また、現在は大学で「女子枠」を創設する動きが盛んである(【大学受験】理工系学部「女子枠」導入…私立大6選 | リセママ (resemom.jp) 参照)。これは男女別学の流れの為、『(5)』の学科も認められるべきである。

5.

勧告文 6 項に、以下の記載がある。

第5 調査結果に基づく検討・議論、及び勧告の趣旨・内容

1 法令等の趣旨・内容

(1) 憲法第14条第1項において、「法の下に平等」が定められ、憲法第26条第1項においても「ひとしく教育を受ける権利」が規定されており、教育における男女の差別が禁じられている。

憲法の下での教育を等しく受ける権利は、埼玉県で同等レベルの別学・共学高校が幾つもある為、既にその権利を埼玉県は享受している(本意見書『2』参照)。つまり、男女別学は男女の区別であり、憲法を始め、如何なる既存のルールにも抵触しない。

6.

勧告文 6・7 項に、以下の記載がある。

(2) 昭和60年(1985年)には、日本は女子差別撤廃条約を批准し、その中で、第1条において「女子に対する差別」とは、性に基づく区別、排除又は制限」であって、「政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のいかなる分野においても、女子(婚姻をしているかいないかを問わない。)が男女の平等を基礎として人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを害し又は無効にする効果又は目的を有するもの」と規定されている。

また、同条約の第10条柱書において「締約国は、教育の分野において、女子に対して男子と平等の権利を確保することを目的として、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保することを目的として、女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。」とされ、第10条(c)において「すべての段階及びあらゆる形態の教育における男女の役割についての定型化された概念の撤廃を、この目的の達成を助長する男女共学その他の種類の教育を奨励することにより、また、特に、教材用図書及び指導計画を改訂すること並びに指導方法を調整することにより行うこと。」とされており、女子差別撤廃条約上、男女別学であることだけでは条約違反とはされていないものの、「男女共学」での教育が奨励されており、男女の役割についての定型化された概念の撤廃が求められている。

これは、本意見書『2.』で説明した様に、女子差別撤廃条約は『男女共学』を推奨している訳ではない。

7.

勧告文 8・9 項に、以下の記載がある。

2 社会的な動向・他県の状況

すでに、福島県では平成15年度から全校が共学化となり、宮城県でも平成22年度から全校が共学化となり、秋田県でも平成28年度から全校が共学化となっている。別学校が残っている県においても、群馬県では23校から10校まで減らすことが決定しており、栃木県でも19校から8校まで減少し、千葉県に至っては13校が2校（女子校のみ）となっている。

そして、いずれの県においても、県立高校についての再編計画や改革計画（秋田県：「新時代にふさわしい魅力ある学校をつくるための再編整備について（報告書）」、宮城県：「新県立高校将来構想」、福島県：「県立高等学校改革計画」、群馬県：「高校教育改革推進計画」、栃木県：「県立高等学校再編基本計画」、千葉県：「県立高等学校再編計画」）において、共学化についての言及がなされてきたことについては、上述第4の3のとおりである。

具体的には、例えば、福島県においては、「県立高等学校改革計画」（平成11年6月）（4頁第3の1）の中で、「共学化のねらい」として、「青年期の生徒一人一人にとって、高校時代は、様々な体験をとおして人間の在り方や生き方を学び、社会性を身に付けながら自己を確立していく時期である。この時期に、男女が共に学び、それぞれの個性を生かした役割を担って協力し、互いに人格を尊重し合いながら充実した学校生活を送る体験は、将来、男女共同参画社会を築いていくうえで大きな意味がある。」として、「男女共同参画社会」の構築を見据えつつ、高校という時期における人格形成として共学化が必要とされ、推進が実行されてきた。

また、まだ全校共学化がなされていない県においても、共学化の推進が謳われ、例えば、栃木県の「県立高等学校再編基本計画」（平成16年3月）では、「男女が共に築く社会の在り方として、高校においても男女が共に学ぶことには大きな意義があります。」とした上で、「男女別学校が多い地域については、できるだけ早く共学化を推進します。」と早期の共学化を進めてきた。

群馬県でも「高校教育改革推進計画」（平成23年3月）において、「今の社会においては、男女一人一人がそれぞれ持っている個性や能力を最大限に発揮し、共に義務と責任を負いながら共同して社会に参画していくことが求められています。」とし、共学化の推進の方針が引き継がれている。さらに、「第2期高校教育改革推進計画」（令和3年3月）においては、「男女が共に学ぶことの意義や、性差による制限のない学校選択の保障という観点に加え、性同一性障害や性的指向・性自認に係る生徒への対応の必要性などからも、男女共学化を推進していく必要があります。」としている。

千葉県においても、平成14年11月20日決定「県立高等学校再編計画」において、残る2校の女子校については、女子高に進学を希望する生徒に配慮し、学区を県内全域とするなどして存続するが、「男女共同参画社会の進展を踏まえ、原則として女子校を共学化する。」としている。

以上を踏まえれば、他県においても共学化について議論がなされ、進められてきた経緯があり、確かに生徒数の減少における再編とともに進められてきたという流れもあるものの、多くの県も謳っているように、男女共同参画のために共学化が必要であるとの認識は、すでに社会共通の認識に成熟しているものと考えられる。

他県の共学化を、社会共通の認識と表現するのは、論理の飛躍である。何故なら、以下の事実が有る為である。

- 福島県では、GHQの指示で、高校の共学化がされたが、女子の入学が少なかった為、男子校に戻った経緯がある
埼玉県でも、同時期に久喜高校が共学から別学に戻した歴史がある。
(別紙「福島県における高校男女共学の系譜・男子校に入学した女子生徒」。
第61回 え、女子校? 「埼玉県立久喜高等学校」の校名:久喜市ホームページ (kuki.lg.jp)。参照)
- 男女別学は、従来の男女性別に対する儒教的思想が強く影響している。
(茨城県教育史(下)、206項)
- 上皇后美智子様は、女子高校出身である。
- 1990年代には、福島県の磐城女子高校で別学賛成が80%、福島県では中学生37.9%・保護者32.1%は男女別学を支持していた。
- 2020年頃の埼玉県に、埼玉県立の男子校に入学したいという理由で、他県から引越して来た生徒がいる。
- 2023年時点で茨城県立の共学高校に『実質女子高』が存在する。
- ヤフーコメントで、男女別学賛成の意見が250件程書き込まれた。グーグル検索に於いても、男女別学賛成の意見は多数存在する。

よって、日本では男女別学の需要は過去も現在もある。

詳細は、別紙『現代の男女別学について_20231001』、『福島県の共学化について_20230925』を参照願います。

猶、宮城県と福島県の一律共学化は、男女別学高校の男女生徒・同窓会の反対を無視した強行採決であった為、参考にはいけない。

宮城県の場合は、共学校を改築する為に、改築費用に数十億円かかることが予想された。宮城県は財政的に厳しかった為、金銭面でも共学化は不適當であったと考えられる。

2022年からは、ウクライナ戦争の影響でガソリン代を始め、あらゆる物価が高騰しており、若者のみならず多くの県民が苦しんでいる。一律共学化は法律上絶対必要な事ではない為、現代においても金銭面で、一律共学化を進める必要はない。

(別紙『一律男女共学化に反対 仙台の高校生 立ち上がる』。

別紙『福島県の共学化について_20230925』。参照)

他県に於いては、「確かに生徒数の減少における再編とともに進められてきたという流れもあるものの、多くの県も謳っているように、男女共同参画のために共学化が必要であるとの認識は、すでに社会共通の認識に成熟しているものと考えられる。」とあるが、群馬県や栃木県において別学校が減少した主要因は、生徒数の減少による再編だと認識している。

実際に、群馬県と栃木県においては、共学化を推進しているが、「一律に全て」共学化するものではなく、県民の世論に配慮して慎重に検討している。別学を希望する世論もあり、「共学化が社会共通の認識」とは言い難い。

(<https://www.pref.gunma.jp/site/kyouiku/4856.html>。

<https://www.pref.tochigi.lg.jp/m01/documents/20230703175643.pdf>。参照)

福島県では一律共学化した頃の資料に、少子化問題を詳細に数値で分析した結果は見つからなかったが、前述のように一律共学化への反対運動は起きていた。

現在の埼玉県では、定員割れは18%(公立143校中24校。男女別学2校)あるが、定員割れの高校中92%が共学校である為、「生徒数の減少における再編」は男女別学高校の共学化により解消される問題では無い。従って、一律全て「共学化」することが「社会共通の認識」とは言い切れない。

(令和4年度学校基本調査結果を掲載しました。 - 福島県ホームページ (fukushima.lg.jp)。

福島県の高校一覧 (その1) | ナレッジステーション (gakkou.net) 。

【高校受験2022】福島県公立高、前期選抜志願状況(確定)安積1.23倍等 | リセママ (resemom.jp) 。

【令和4年】県立高校の募集定員&今年の傾向 | 駿英式『勉強術』! (shunei.com) 。

令和2年度学校基本調査結果報告(概要) - 宮城県公式ウェブサイト (pref.miyagi.jp) 。

宮城の公立高、人気校の定員削減「おかしい」? | 河北新報オンライン (kahoku.news) 。

【速報・令和5年度入試】埼玉県公立高校入試出願状況<確定> | 埼玉新聞社 高校受験ナビ

(saitama-np-jukennavi.com) 。

令和4年度学校基本調査 調査結果の概要 - 埼玉県 (saitama.lg.jp)。参照)

また、2023年の埼玉県は全日制高校全体の志願倍率が1を超えている。高校別の志願倍率で男女別学高校は1を超えている高校が過半数である為、別学の需要もある。定員荒れをしても、男女別学高校同士を合併する方法もあり、一律共学化の必要はない。

(2023(令和5)年度 埼玉県公立高入試志願確定状況について (jyukex.jp)。

https://czemi.benesse.ne.jp/open/nyushi/exam/11/feature/1533276_4036.html。

<https://www.pref.saitama.lg.jp/documents/211727/04-jinko.pdf>。

FrontPage - 医学部受験の高校 (saijuken.com)。参照)

実際に、1991年の福島県の相双地区は過疎地だが、男女別学と共学の高校が同等学力で共存していた。よって、少子化だからといって男女別学高校が無くなる訳ではない。

(<https://www.pref.fukushima.lg.jp/uploaded/attachment/377293.pdf>。

別紙「福島県高等学校名鑑、1991年、P94-102」。

別紙「福島県の共学化について_20230925」。参照)

その他に、他県の共学化の理由を福島県・宮城県の知人に更に尋ねた所 両県では交通の便が悪く(電車は1時間に1本しかないのが普通)、男女別学高校と同等の学力の共学高校が近くに少なかった事が、共学高校が求められた理由の一つと回答があった。よって、男女別学高校を全て無くす必要はなかった。本意見書『7.』の初めに記載した様に、県民の3割は男女別学高校を支持していた。

埼玉県は、共学高校の進学校(大宮高校・市立浦和高校等)が交通の便の良い位置に存在している為、男女別学高校を無くす必要は無い。

(県立の女子高・男子高は共学化しなければならないのか? | 西村 章(Sho Nishimura) (note.com) 参照)

また、1990年代に共学化を経験した福島県の高校を調査した所、男子校と女子高を併せさせた訳ではないので、共学化に伴い各校が『トイレの増設・グラウンドの拡張・部活動の増加・別学校最後の行事の運営』で現場が追われた事が分かった。その為か、磐城高校の国公立大学合格者数は、共学化をした2000年が特に少なかった。

施設の増設は多くの資材も使う為、SDGsの観点からも一律共学化は否定されるべきである。そして、生徒の勉強時間の確保の為にも、一律共学化は不適切である。

詳細は、別紙「福島県の共学化について_20230925」を参照願います。

2023年時点では、福島県の知人達は進学実績と学科のみで高校を区別している状態である。よって、多様性の面からも男女別学高校は存在価値がある。

実際に、埼玉県の大宮高校は、『共学の進学校』とHPに載せている為、男女別学の県立浦和・浦和一女とは違う特色と意識している可能性がある。一律共学化をしてしまうと、学校の特色が薄れる為、現在の共学校にもメリットがないと考える。

栃木県の「県立高等学校再編基本計画」に、「男女別学校が多い地域については、できるだけ早く共学化を推進します。」とあるとのことだが、『多い』の基準は曖昧である。仮に『50%

以上を多い』と定義すると、埼玉県は『男女別学校は、8.8%（県立高校 137 校中、男女別学校は 12 校。）』であり、多いとは言えない。

例えば、日本で LGBT に該当すると回答した割合は 2020 年に全体の 8.9%であり、彼らを認める為の法整備が行われている。埼玉県の性的マイノリティの割合が 2000 年に 3.3%であり、彼らに対して埼玉県は相談窓口を設置している。3.3%や 8.9%のマイノリティが認められている為、8.8%の男女別学校も認められてよい。

(https://www.pref.saitama.lg.jp/documents/174096/saitama-lgbt-phanflet_2021_revised-v2.pdf ソース埼玉県。

日本の LGBT の割合は人口の約 10%-高校生での割合や海外との比較も紹介 | SDGs CONNECT (sdgs-connect.com)。

なかなか進まない LGBT 関連法案、課題と経緯をわかりやすく解説 | リビンマガジン Biz (lvnmag.jp)。参照)

群馬県の「高校教育改革推進計画」に「性差による制限のない学校選択の保障という観点に加え、性同一性障害や性的指向・性自認に係る生徒への対応の必要性」とあるとのことだが、埼玉県における男女別学校は 8.8%と多くはなく、「別学校で学びたいという選択の保障」として、残すべきである。また、「性同一性障害や性的指向・性自認」は、共学化とは別問題であり、共学化によって解消するものではない。むしろ、共学校のほうが、「男子の平均像」「女子の平均像」の両方が見えることで、両者と異なる「性的指向・性自認」が目立って、望ましくない場合があるかもしれない。確かに、「性同一性障害」の生徒が進学するにあたって男子校や女子校は支障あるだろうし、「性同一性障害や性的指向・性自認」に対応するために共学校が必要な場合はあると思う。しかし、共学校と別学校が両方あって、しかも別学校は少数だから、問題ない。そもそも、「性同一性障害や性的指向・性自認」に対応するのであれば、「別学校で学びたいという希望」にも対応すべきである。

勧告文の群馬県の項に、「男女が共に学ぶことの意義」という記述があるが、学校間交流や部活動の際に異性と学ぶ事で、対処は可能である。実際に、現在は部活動の合同チームや、外部委託が進んでいる。男女別学とは、授業中に同姓のみという意味であり、それ以外で異性と学ぶ事は可能である。また、男女参画の観点からも、目指すべき姿ではないか。

(部活動、複数校合同実施へ 大阪府立高で 23 年度から - 日本経済新聞 ([nikkei.com](https://www.nikkei.com)) 参照)

また、男女平等の評価の高いフィンランド人に、男女平等について質問した所、「フィンランドは約 600 万人と人口が少なく、国土も広い為（日本と同等の面積）、大国（主にロシア）に対抗するには、女性も働かねばならず、男女平等となった。」と教えられた。猶、私がフィンランド在住時は、男女別学高校は見当たらなかった。フィンランドは人口密度が低く、交通の便も

悪い事や、日本の様な受験戦争がない事(フィンランドには塾が見当たらない。)、進学校の概念がない事が理由なのかもしれない。

中国内陸部は高校まで自宅から1日もかかる生徒(遊牧民)もいる程 土地が広大な為、男女別学高校では運営しづらい。私の同僚のモンゴル人の方は、このような土地の共学高校出身なのだが、その土地では男女別学高校は存在しないとの事である。

他の例としては、イスラム教国では男女別学が普通である。

(キッズ外務省)世界の学校を見てみよう! : イラン・イスラム共和国 | 外務省 (mofa.go.jp) 参照

よって、高校の共学化とは、各国・土地の事情・宗教に応じて発生しているだけの可能性があり、社会共通の認識とは言えない。

「共学校があって、男子校、女子校もある」ほうが、「多様性」があると考える。国連に於いても、多様性は認められている為、埼玉県民の文化は認められるべきである。

(人や国の不平等をなくそう | 国連広報センター (unic.or.jp) 参照)

8.

勧告文 9 項に、以下の記載がある。

3 平成13年度勧告からの経緯・取組における問題点について

平成13年度勧告がなされた後の埼玉県での取組等については、第4の4で詳述したとおりである。

確かに、平成14年度報告書に向けて、教育委員会において、男女別学校12校の校長へのヒアリングを行ったとのことである。また、公立中学校長への共学化に関するアンケートを行ったとのことである。

しかし、これらの調査は、学校の管理者に対する調査のみであり、高校教育における直接の当事者である生徒やその保護者、教職員等に対する調査ではなかった。そして、それ以降について、県民全体の意見を聴取するような公聴会、アンケート調査などについては、行われている様子も一切伺われない。

これから高校生になる子供たちにも関わる問題であることから、中学生も含めた県民全体の意識調査を行うなどの積極的で、かつ、主体的な取組が必要である。

平成14年度に、一律共学化に反対する署名約27万人分が知事に提出され、検討した県教委も03年に「早期に共学化を実現するという結論には至らなかったことが、その後の調査が必要とされなかった理由と考えられる。

(問題視…男女別学の埼玉県立高校“共学化”早期に求める 苦情処理委が勧告 各校の伝統どうなる、注目(埼玉新聞) - Yahoo!ニュース 参照)

更に、本文『7.』で記した様に、現在でも埼玉県立の男女別学高校入学志願者倍率は、1を超えている学校が12校中10校と過半数である。これは県民からの需要が高い証拠であり、別学校の維持は、県民の意思であるとする為、意識調査が必要な状況ではない。

もし、教育委員会が「共学化を推進したい」と考えるならば、改めて、県民、とりわけ当事者である中高生に、広く意見を聞くべきである。もし、教育委員会が、わずか3名の苦情処理委員による勧告のみに基づいて、拙速に共学化を進めるなら、それは民主主義の否定だと断罪する。

教育委員会に求めることは、「勧告に従わないこと」である。もし、教育委員会が、何らかの措置をしなければならぬ場合でも、すべきは「県民の意見を聞くこと」であって、「共学化を推進すること」ではない。

今後は丁寧にニーズを聞いてから判断をすることが必要と考える。

9.

勧告文 9 項に、以下の記載がある。

4 別学校が維持されてきた理由について

平成14年度報告書にあるとおり、「歴史」や「伝統」は、重要なものであり、否定はされるものではなく、尊重されてしかるべきものである。

特に、女子校においては、アフターマティブアクションの観点からも、積極的に設置がなされる許容性も認められないわけではない。しかも、これまでも男女共同参画に資する人材が育成されてきた経緯も認められる。

しかしながら、今回、調査・検討しているのは、あくまでも県立高校の問題であり、公立学校における公共性にかんがみれば、やはり公的機関が性別に基づき異なった取扱いをなすのは大問題であり、公費で賄われていることも考慮されなければならない。歴史や伝統の尊重や各学校の主体性等の尊重を伴いながらも共学化を進めることは何ら不可能なことではない。

したがって、歴史や伝統や主体性を尊重することと共学化は両立し得るものであり、歴史や伝統を重視したとしても、共学化をしなくともいい理由にはならない。

本意見書『1.』と『8.』でも記載した様に、男女別学高校は認められていることと、埼玉県では男女別学高校の需要がある。公立学校における公共性に則り、国民の選択に応じて学習環境を提供しており、何ら問題はない。

私学であっても、助成金という公費が投入されており、公費が投入されている以上、公共の存在(憲法 89 条を参照)である。私学に男女別学を認めているのだから、公立高校に男女別学があつて問題ない。2020 年度より、国から私学への就学支援金が大幅に引き上げられ、授業料の実質無償化が行われている。よって、現代では私学と公立高校に公共性の差はない。

(【埼玉県】私立高校の学費と私立高校授業料の実質無償化 | 埼玉県 最新入試情報 | 進研ゼミ 高校入試情報サイト (benesse.ne.jp) 参照)

男女別学が私学にしか残っていなかった場合は、私学の学費が高騰した際や、多額の寄付金を払わねばならない私学しか選択肢出来ない際に、男女別学を希望する生徒の家庭は高い学費を払わなければならない。男女別学を希望する者に経済格差が生じる可能性もある。公立学校に共学、男子校、女子校があることで、男女別学で学びたいという希望に平等に応えることができ、適切だと考える。

10.

勧告文 10・11 項に、『5 男女別学校の現状の具体的な問題について』種々の記載があるが、本意見書『2』と『4』に記した通り、どれも共学化とは無関係である。

以上



意見書 (2)

令和6年7月8日

埼玉県知事 大野 元裕 様
埼玉県教育委員会教育長 日吉 亨 様

一般社団法人埼玉県立浦和高等学校同窓会
代表理事 会長 野 辺 博



当同窓会は、既に令和5年12月1日付で「意見書」を提出したところであるが、その後の事実経緯を踏まえ、今般本書を提出する（以下「意見書」における略記を本書にても使用する）。

- 1 県立高校を共学とするか別学とするかは、ジェンダー平等ないし男女共同参画の観点から当然導かれるものではなく、総合的な高校教育のあり方から議論すべきものである。

もし、ジェンダー平等・男女共同参画の観点から導かれるべきものであるとするならば、我が国の施策としても早期に共学化されるべきであろう。

しかし、日本国政府は県立高校の男女共学化を求めている。実際にも国立高校である筑波大学附属駒場高校は男子のみ、お茶の水女子大学附属高校は女子のみの生徒募集であって、これら別学校についての批判は聴かれない。

加えて、直近の国会議員による質問主意書に対して、岸田文雄内閣総理大臣は埼玉県において男女共学とするか男女別学とするかについては「学校の特色、その歴史的経緯等に応じて」判断されるべきものであると答弁しているのである（令和6年2月20日付答弁書）。この答弁内容は、共学化を推進していくという立場ではなく、むしろ別学校の存在を認めている立場だと捉えるのが相当である。

- 2 本勧告書の問題点

本勧告書における今回の苦情は、埼玉県立の男子高校が女子が女子であることを理由に入学を拒んでいるが、これは女子差別撤廃条約に違反している、というものである。

しかし、実際には同条約違反ではないにもかかわらず、この苦情申出を受理し検討している、そのこと自体が第一の疑問である。

第二に、本勧告書は、同条約違反とはされていないものの「男女共学」での教育が奨励されていると明言したが、これが誤りであることが最近判明した。すなわち、同条約に関する内閣府による正式な和訳によれば、奨励されているのは「男女共学その他の種類の教育」である。「その他の種類の教育」がどういったものを指すかは必ずしも明確ではないものの、男女共学のみの教育が奨励されているわけではないことは明らかである。

本件の苦情内容が同条約違反だと主張している以上、県の苦情処理委員は同条約の条項（和訳）を精査しているはずである。そうであれば「その他の種類の教育」という文言があったことも当然認識していたものといわなければならない。それにもかかわらず、この文言がない、というのは苦情処理委員が意図的に削除したのではないかとの疑念が湧く。つまり共学化勧告という結論ありきの解釈だったのではないかと疑われてもやむを得まい。

- 3 知事は、本件の問題につき、教育長の立場を慮り、ご自身の考えを開陳してこなかったが、「特に高校生や中学生、保護者の意見などを踏まえることが重要である」旨の発言はあった。

教育委員会もこの点同様な考え方に立ち、全別学校（12校）のみならず、近隣の共学校11校の保護者ないし卒業生に対し意見聴取（ヒアリング）を実施している。更に高校在学学生からの意見、要望も丁寧に聞き取っている。

結果は、大多数の意見が現状の別学高校の維持を求めているのである。その割合や理由は既に各所で記されているのでここでは触れないが、中学・高校の現役生徒やその保護者、更には卒業生の意見は尊重されて然るべきである。

- 4 これまでの教育局による事実調査及び各意見聴取に鑑みれば、本県では今後も別学高校を維持していくという旨の報告がなされるのであろう。

ただ、一点申し上げたい。教育局の報告内容については、今後10年後あるいは20年後に同じような勧告がされないよう留意して報告書を仕上げしてほしい。すなわち、前回の平成14年度報告書では、「県教育委員会としては、将来にわたって共学化を進めていくという立場に立ちながら」という下りがあったが、そのような文言は挿入されることのないよう望む。

先に述べたように、“共学化”はジェンダー平等や男女共同参画の法理から当然導かれるものでは決してないのであって、このような文言があったが故に今回同一趣旨の勧告書が出てしまったのではないかとの危惧を抱いているものである。

以上



2024年(令和6年)7月20日

埼玉県教育委員会 教育長 日吉 亨 様
教育委員 各位

男女共同参画落語創作・口演家
千金亭 値千金 (阪本 真一)

別学の良さも生かして共学化を

～本県県立男女別学高校の共学化に向けた提言～

日頃から埼玉県の高次教育の充実のためにご尽力いただき、敬意を表します。

さて、今年度の内閣府の男女共同参画週間のキャッチフレーズは「だれもがどれも選べる社会に」です。

男女共同参画は、一つの観点、意見ではありません。男女共同参画社会基本法という法律の理念であり、社会全体が目標とすべきことです。

このことから、本県県立高校の「共学化問題」の最終的なゴールは、すべての中学生が県内すべての公立高校を選べる社会、すなわち、すべての県立別学高校の共学化であるべきことが明らかです。

言い換えれば、別学高校を未来永劫残していくという方向性はありませんということが、お解りになると思います。

このことをまず、皆様方と確認し、共有したいと存じます。

この男女共同参画による要請は、共学が良い、別学が良いという議論以前の大前提であり、埼玉県男女共同参画苦情処理委員から2002年に続き2023年にも出された「共学化が早期に実現されるべきである」との勧告の、根拠の一つにもなっています。

翻って、学校の形を変える共学化は、各学校の主体性を尊重しつつ、関係者の意見を幅広く生かすことにより、誰もが無理せず、納得ずくで行うことが求められます。殊に本県の県立別学高校あっては、永い歴史と伝統が実績を生み、県民の強い愛着と支持を得ている実情に鑑みて、一層の配慮が必要です。

以上のことから、教育委員会におかれましては、まずすべての県立男女別学高校に対して、向かうべき共学化への一歩を主体的に踏み出してもらうために、いつまでに、どのようにして共学化するかという、進行計画の提出をご指示いただく必要があると考えます。

また、今後関係者からの意見聴取においては、最終的に共学化に向かうことを示し、別学を維持したいという意見については、維持したい「別学の良さ」とは何か、その理由も併せて問い、それを共学校の中で再現する道を、探っていくべきと考えます。

共学校の中に異性の居ない空間を作ることはできますが、別学校の中に異性の居る空間を作ることはできません。双方の良さを両立し得るのは、共学校でしかありません。

このたびの「共学化勧告」に対しましては、以上のようにお考えいただき、「別学の良さも生かした共学化」に向けた措置報告をなされますよう、提言申し上げます。

以上



2024年7月23日

埼玉県知事 大野元裕様
埼玉県教育委員会教育長 日吉 亨様

埼玉県立高校男女別学校の維持についての要望書

下記の通り要望いたします。

記

1. 埼玉県立高校の男女別学校 12 校の維持（男子校・女子校の維持）を要望します。
2. 埼玉県教育委員会と別学維持を要望する県立高校の各校在校生有志との対話、意見交換を要望します。

以上

埼玉県内高等学校連携有志

- 埼玉県立浦和高等学校在校生有志
- 埼玉県立浦和第一女子高等学校在校生有志
- 埼玉県立大宮高等学校在校生有志
- 埼玉県立春日部高等学校在校生有志
- 埼玉県立春日部女子高等学校在校生有志
- 埼玉県立川越高等学校在校生有志
- 埼玉県立川越女子高等学校在校生有志
- 埼玉県立久喜高等学校在校生有志
- 埼玉県立熊谷高等学校在校生有志
- 埼玉県立熊谷女子高等学校在校生有志
- 埼玉県立鴻巣女子高等学校在校生有志
- 埼玉県立松山高等学校在校生有志
- 埼玉県立松山女子高等学校在校生有志
- さいたま市立浦和高等学校在校生有志
(学校名 5 0 音順)